

議案第二十四号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「給料」を「給与額」に改め、「減額して」の下に「給与を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第九条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第十七条の二 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。